

建設工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、四日市港管理組合建設工事検査規則（平成4年四日市港管理組合規則第5号）のうち、建設工事成績評定（以下「評定」という。）に関して必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、契約金額が250万円以上の建設工事とする。ただし、次に掲げる（1）から（5）に該当する場合は、評定しないことができる。

- (1) 応急仮工事
- (2) 崩落土取り除き及び土のう設置のみの応急本工事
- (3) 災害協定等に基づき緊急に施行する必要がある工事
- (4) 共通仕様書、特記仕様書で規格値の定めのない工事
- (5) 維持業務委託契約書の条項（森林整備請負契約書の条項を含む。）に基づく業務

(評定者)

第3 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の検査を行う者（以下「検査員」という。）、監督を行う者（以下「監督員」という。）及びこの上席の主幹又は主査等（以下「主幹又は主査」という。）とする。

(評定の内容)

第4 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

(評定の方法)

第5 評定は、工事成績調書（第1号様式）及び別に定める工事成績採点表（以下「工事成績調書等」という。）により、工事ごと、評定者ごとに独立して行うものとする。

(評定の時期)

第6 検査員は検査を実施したとき、監督員及び主幹又は主査は工事が完成したときに行うものとする。

(工事成績調書等の提出)

第7 監督員は、各評定者の評定完了後、速やかに当該工事の検査員に工事成績調書等を提出するものとする。

- 2 検査員は、前項による提出があったときは、遅滞なく当該工事の課の長（以下「課長」という。）に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8 課長は、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績認定書（第2号様式）により、完成認定のあった日から起算して14日以内に通知するものとする。

(評定の修正)

第9 第8の通知をした後、当該評定の修正を行うかどうかの基準は、工事成績採点表で定める。

2 課長は、前項の基準に該当する事象が生じたときは、速やかに検査員に報告しなければならない。

3 検査員は、前項の報告を受けたときは、評定を修正し、遅滞なく、課長を経由し、当該工事の受注者に通知するものとする。

(工事成績調書等の送付依頼)

第10 第8又は第9による通知を受けた者は、課長に対して、通知を受けた日から起算して14日以内に工事成績調書等送付依頼書（第3号様式）により、工事成績調書等の送付を依頼することができる。

2 課長は、前項による工事成績調書等の送付依頼があったときは、依頼を受けた日から起算して14日以内に工事成績調書等を送付するものとする。

(工事成績調書等の説明依頼)

第11 第10第2項により工事成績調書等の送付を受けた者は、課長に対して受けた日から起算して14日以内に工事成績調書等説明依頼書（第4号様式）により、説明を依頼することができる。

2 課長は、前項の請求があったときは、評定を行った検査員、監督員及び主幹又は主査に対して報告を求める。

3 前項の報告を求められた検査員、監督員及び主幹又は主査は、速やかに課長に対して報告するものとする。

4 課長は、報告内容を検討するとともに、評定者から意見を聴き取ることができるものとする。

5 課長は、第1項による工事成績調書等説明依頼書を受けた日から起算して原則として14日以内に、工事成績調書等説明書（第5号様式）により、回答するものとする。

(再評定請求)

第12 第11第5項による回答を受けた者は、経営企画部長に対して、回答を受けた日から起算して14日以内に、工事成績再評定請求書（第6号様式）により、再評定を求めることができる。

(再評定)

第13 経営企画部長は、第12による請求があったときは、請求のあった日から起算して原則として60日以内に、建設工事成績再評定委員の審査を経て再評定を行い、工事成績再評定説明書（第7号様式）により、回答するものとする。

2 第1項の建設工事成績再評定委員は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

附 則 この要領は、平成19年 4月 1日以降に評定するものから施行する。

附 則 この要領は、平成19年 9月 1日から施行する。

附 則 この要領は、平成21年 8月 1日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年 8月 1日から施行する。ただし、平成23年 7月31日以前に完成認定があった工事に係る第12(再評定請求)の規定の適用は、なお従前の例による。

附 則 この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年 2月 1日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

第1号様式(第5関係)

工 事 成 績 調 書

所 属 名
検 査 日

年 月 日

工 事 番 号	工 事 名											契約金額 (最終)											円																		
受 注 者 名	履 行 場 所											工 期	年 月 日 ~ 年 月 日										完 成 年 月 日	年 月 日																	
考 査 項 目 ※1	監 督 員					主 幹 又 は 主 査					検 査 員 (出 来 高 1)					検 査 員 (出 来 高 2)					検 査 員 (完 成)																				
	氏名					点	氏名					点	氏名					点	氏名					点	氏名					点											
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	点	a	a'	b	b'	c	d	e	点	a	a'	b	b'	c	d	e	点	a	a'	b	b'	c	d	e	点	a	a'	b	b'	c	d	e	点		
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																																			
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																																			
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10										+5.0	+2.5	0	-7.5	-15					+5.0	+2.5	0	-7.5	-15		+5.0	+2.5	0	-7.5	-15						
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10		+2.0	+1.0		0	-7.5	-15																												
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10		+3.0	+1.5		0	-7.5	-15																												
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																																			
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0										+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20		+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20		+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20			
	II. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0										+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25			
	III. 出来ばえ															+5.0	+2.5	0	-5					+5.0	+2.5	0	-5			+5.0	+2.5	0	-5								
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応						+20.0 ~ 0																																		
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2	+7.0 ~ 0																																							
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																														
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)							±										±																								
評定点 (6.5点±加減点合計) ※3		①					点					②					点					③					点					④					点				
評定点計							点					部分(出来高)検査があった場合: (①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2) = 評定点計 ※但し、③出来高検査が2回以上の場合は平均値とする。										部分(出来高)検査がなかった場合: (①×0.4+②×0.2+④×0.4) = 評定点計																			
7. 法令遵守等												-										点																			
評定点合計 ※4							点					評定点計					-					法令遵守等					=					点									
所 見		【監督員】										【主幹又は主査】										【検査員】																			
												印										印										印									
※1		各検査項目ごとの採点は、工事成績採点表によるものとし、検査員(完成)の評価に先立ち、監督員、主幹又は主査が行う。																																							
※2		創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。																																							
※3		6.5点 + 1.~3.の評定(加減点合計) + 4.~6.の評定(加減点合計) = 評定点 各評定点①~④は小数第1位まで記入する。																																							
※4		評定合計は、四捨五入により整数とする。																																							
																																四 港		施行日 : 平成29年 4月 1日							

[[四港 : 平成29年4月1日施行]]

年 月 日

様

四日市港管理組合

課長



工 事 成 績 認 定 書

次の工事について、建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。
なお、考査項目毎の点数内訳等を確認したいときは、この認定書を受け取った日から起算して14日以内に書面により工事成績調書等の送付を依頼することができます。

記

- | | | | | | |
|---|----------------------|-------------------------------|-----|-------|---|
| 1 | 工 事 番 号 | 年度 | 第 | 分 | 号 |
| 2 | 工 事 名 | | | | |
| 3 | 履 行 場 所 | (自) | | | |
| | | (至) | | | |
| 4 | 工 期 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 | |
| 5 | 完 成 検 査 年 月 日 | 年 月 日 | | | |
| 6 | 評 定 点 | 点 | | | |
| 7 | 工事成績調書等送付
依頼書の送付先 | 〒510-0011
三重県四日市市霞2丁目1番地の1 | | | 課 |
| | | | TEL | | |
| | | | FAX | | |
| 8 | そ の 他 | | | | |

(備考)

- 1 工事成績認定書については、一般の閲覧に供しますので、ご承知ください。
- 2 工事成績調書等の送付依頼等に関する問合せ先は上記7と同じです。なお、工事成績調書等を受け取った者は、当該工事の課の長に対して、工事成績調書等の内容についての説明を依頼することができます。ただし、工事成績調書等を受け取った日から起算して14日以内に書面により依頼する必要があります。

(規格A4)

第3号様式 (第10関係)

年 月 日

宛て先
(四日市港管理組合 課長宛て)

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名



工 事 成 績 調 書 等 送 付 依 頼 書

年 月 日付で通知のあった、次の工事の工事成績調書等を送付していただくよう
依頼します。

記

- 1 工 事 名
- 2 履 行 場 所 (自)
(至)
- 3 工 期 年 月 日～ 年 月 日
- 4 完 成 検 査 年 月 日 年 月 日
- 5 評 定 点 点
- 6 発 注 機 関 名
- 7 工 事 成 績 認 定 書 年 月 日
を受け取った日
- 8 送 付 依 頼 の 理 由
- 9 担 当 者 氏 名
電話番号
FAX番号

(規格A4)

第4号様式（第11関係）

年 月 日

宛て先
(四日市港管理組合 課長宛て)

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名



工 事 成 績 調 書 等 説 明 依 頼 書

年 月 日付けで送付のあった次の工事に係る工事成績調書等について、説明を依頼
します。

記

- 1 工 事 名
- 2 履 行 場 所 (自)
(至)
- 3 工 期 年 月 日～ 年 月 日
- 4 完成検査年月日 年 月 日
- 5 工事成績調書等を受け取った日 年 月 日
- 6 疑 義 事 項

考査項目・細別	内 容

(規格A4)

第 年 月 日 号

様

四日市港管理組合

課長



工 事 成 績 調 書 等 説 明 書

年 月 日付けで説明依頼のありました次の工事について、建設工事成績評定要領に基づき回答します。

記

- 1 工 事 名
- 2 履 行 場 所 (自)
(至)
- 3 完成検査年月日 年 月 日
- 4 疑義事項に対する回答

疑義事項（考査項目・細別、内容）	回 答

- 5 事 務 担 当 〒510-0011
三重県四日市市霞2丁目1番地の1 課
TEL
FAX

(備考)

この説明書に疑義があるときは、この説明書を受け取った日から起算して14日以内に書面により、四日市港管理組合経営企画部長に対して、再評定を求めることができます。

(規格A4)

[四港：平成29年4月1日施行]

第6号様式（第12関係）

年 月 日

宛て先
(四日市港管理組合経営企画部長宛て)

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

工 事 成 績 再 評 定 請 求 書

年 月 日付け工事成績調書等説明書により回答があった、次の工事の評定については疑義がありますので、再評定を請求します。

記

- 1 工 事 名
- 2 履 行 場 所 (自)
(至)
- 3 完成検査年月日 年 月 日
- 4 発 注 機 関 名
- 5 工事成績調書等説明書を受け取った日 年 月 日
- 6 疑 義 事 項

考査項目・細別	内 容

(規格A4)

様

四日市港管理組合
経営企画部長



工事成績再評定説明書

年 月 日付けで再評定請求のありました次の工事について、建設工事成績評定要領に基づき再評定した結果を通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 履 行 場 所 (自)
(至)
- 3 完成検査年月日 年 月 日
- 4 疑義事項に対する回答

疑義事項（考査項目・細別、内容）	回 答

5 評 定 点 点

6 事 務 担 当 〒510-0011
三重県四日市市霞2丁目1番地の1 課
TEL
FAX

（規格A4）